

老後の日本への帰国に備え

住居について～高齢者施設



長年住み慣れたカナダですが、老後は故郷である日本で暮らしたいとお考えの方もいらっしゃるかと思います。日本へ帰国するにはいろいろな手続きや作業、準備が必要となりますが、住居については一般住宅（持家、賃貸）にするか、それとも今後の健康のことも考え老人ホームなど高齢者施設に入所するか悩むかもしれません。日本には何種類もの高齢者施設があって、一度は聞いたことはあるものの何が違うのか、またどうやって探せばいいかわからない、という人も少なくないと思います。

高齢者施設については大きく2つのタイプに分かれます。一つは介護が必要とされる状態の人のための公的

介護施設（Aタイプ）と、もう一つは介護が必要という状態ではないが高齢者（健常者含む）のための身の回りのサポートしてくれる民間の施設（Bタイプ）になります。

前者は介護保険制度によって運営される公的介護施設なので、入居に際しては（役所など）自治体による介護認定を受ける必要があります。入居費は公的施設なので比較的安いですが、入居希望者が多く申し込んでもすぐには入居できない状態です。

後者は認可を受けた民間企業が運営する施設で全体的に入居費は高いですが、比較的容易に入居できます。次の表はそれぞれのグループ毎の施設の種類について説明しています。

施設の探し方ですが、Aの公的介護施設は介護認定が必要なので、帰国後に自治体への相談が必要となります。

一方Bの民間の施設については大体の場所と予算を決めた上でじっくりと余裕をもって検討することが必要です。施設の数も多く、立地や施設の築年数、介護サービスの内容によって入居費用は様々です。また同じ施設でも入居時に支払う一時金と月額料金のパターンが複数あり、生涯年数によってもトータルの支払い料金が大きく変わります。また施設の快適性や介護サービスはカタログ上だけでは十分とは言えず、できれば現地見学はしたいところです。入居一時金などを含めると数

百万円～数千万円の費用がかかりますので、入居後に「こんなはずではなかった」となることだけは避けたいものです。

契約に際しては身元引受人または保証人が必要となるケースがほとんどです。依頼できる家族、親族がいない場合は身元引受人や保証人を引き受けてくれる業者や団体があります。（但し有料）

こうした業者や団体については入居する施設によって提携しているところなどがあるため、施設ごとに個別に相談した方がよいでしょう。

問合せ先：ライフメイツ
（下記広告参照）

タイプ	種類	説明
A	特別養護老人ホーム（特養）	社会福祉法人や地方自治体などにより運営される公的な介護施設で、重度の介護を必要とする要介護者が、比較的少ない費用負担で入所できます。人気が高く入居待ちとなることがあります。
	介護老人保健施設	病院を退院した人が帰宅する前にリハビリを行なう一時的な入居施設です。
	グループホーム	認知症専用の介護施設で、家庭的な雰囲気の中、少人数グループによる共同生活を通して症状の改善を図るもの
B	介護付有料老人ホーム	要介護者、自立（介護認定なし）・要支援状態の高齢者を受け入れている施設で、介護や食事などのサービスを提供します。主に民間事業者によって運営され、施設のスタッフによる幅広いサービスが受けられます。
	住宅型有料老人ホーム	自立（介護認定なし）・要支援状態の高齢者を受け入れている施設で、介護や食事などのサービスを提供します。介護は外部のサービスを利用します。
	サービス付き高齢者住宅	主に自立（介護認定なし）あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れる賃貸住宅です。生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることができます。